

【特定遊興飲食店営業の許可申請に必要な書類】

必 要 書 類		部数	備 考
許可申請書（その1、その2）		1	施行規則別記様式第40号
営業の方法を記載した書類		1	施行規則別記様式第41号
営業所使用の権原を有することを疎明する書類		1 (※1)	
営業所周囲の略図		1	営業所の周囲100mの範囲が明白なもの。
営業所の平面図		1	床面積等の求積図
飲食店営業許可証（写し）～任意書面		1	名義・有効期間等を確認するため。
営業者	定款【法人の場合のみ】	1	
	登記事項証明書【法人の場合のみ】	1	
	誓約書【法人の場合、役員全員分】	1	欠格要件に該当しない旨
	●住民票の写し【法人の場合、役員全員分】	1 (※2)	本籍（国籍）記載のもの。
	●身分証明書【法人の場合、役員全員分】	1 (※2)	本籍地の役場発行（破産宣告等の通知を受けていない旨の証明） ただし、外国人の場合は不要
	●登記事項証明書【法人の場合、役員全員分】	1 (※2)	法務局発行（成年被後見人等に該当しない旨の証明）
管理者	誓約書	2	① 誠実に業務を行う旨 ② 欠格要件に該当しない旨
	●住民票の写し	1 (※3)	本籍（国籍）記載のもの。
	●身分証明書	1 (※3)	本籍地の役場発行（破産宣告等の通知を受けていない旨の証明） ただし、外国人の場合は不要
	●登記事項証明書	1 (※3)	法務局発行（成年被後見人等に該当しない旨の証明）
	写真	2 (※4)	
手数料(新規許可申請)		24,000円	納入方法～福岡県領収証紙

※1 下記の区分に応じて提出して下さい。

- ① 申請者に営業所の所有権がある場合～登記簿謄本or登記事項証明書等
- ② 所有権がある者から賃貸等している場合～上記①の書類+賃貸契約書の写しor使用承諾書
- ③ 所有権がない者から賃貸等している場合～上記②の書類+賃貸人から申請者への賃貸契約書の写しor使用承諾書

※2 ●印は、過去3月以内に発行を受けたものを提出してください。

※3 申請者と管理者が同じ場合、●印の書類は1通のみで構いません。

※4 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4 cm、裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。

〔その他〕

- 条例で定める営業可能な地域であっても、営業所の周辺に病院や児童福祉施設等の保全対象施設がある場合は不許可となります。
- 標準処理期間は、55日となっています。